

○産前産後休暇

・概要

- (1) この休暇は、母性の保護を趣旨としており、出産予定日を第1日とした産前8週間（多胎妊娠の場合14週間）を満了する日から、現実の出産日の翌日を第1日とした産後8週間を満了する日まで取得することができる。
- (2) 産前8週間の休暇は任意的休業期間、産後8週間の休暇のうち産後6週間は絶対的休業期間、その後の2週間は任意的休業期間となる。
- (3) 出産の範囲は、妊娠4か月目（85日目）以上で出産（流産）した場合で、妊娠4か月目以上の死産及び妊娠4か月目以後における妊娠中絶も含まれる。（1か月は28日で計算される。）

・関係法令等

- (1) 労働基準法 第65条
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第14条、第16条
- (3) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第13条第1号、第15条、第16条、第19条
- (4) 福島県教育庁等に勤務する職員の休暇等に関する取扱要領 第4の2
- (5) 教職員の出産休暇等に伴う事務引継取扱要綱
- (6) 市町村学校管理規則

・事務手続

事由	提出先	必要書類及び添付書類等（*は必要な添付書類）	備考
産休 2 か月前	本人→校長	・ 医師（助産師）の出産予定証明書	産休予定者報告 } 4部作成 出産予定証明書 } 3部提出 ※ 出産予定証明書 原本1 コピー3 ※ 原本は地教委に提出
	校長→地教委	・ 産前産後休暇予定者報告 * 医師（助産師）の出産予定証明書 人事事務の手引 No. 22	
産休 1 か月	本人→校長	・ 産前産後休暇届 * 医師（助産師）の出産予定 人事事務の手引 No. 27	休暇報告書 } 4部作成 産休届 } 3部提出
	校長→地教委	・ 職員の1箇月以上の休暇報告書 * 医師（助産師）の出産予定証明書 人事事務の手引 No. 25 ・ 産休補充教員等採用についての意見書 人事事務の手引 No. 77	
出産したら	本人→校長	・ 出産報告 （電話等で報告）	報告の方法は地教委の指示による
	校長→地教委		
	本人→校長	・ 事故止届 * 医師（助産師）の出産（分娩）証明書 人事事務の手引 No. 30	事故止報告書 } 4部作成 事故止届 } 3部提出 出産証明書 } ※ 出産証明書 原本1 コピー3 ※ 原本は地教委に提出
	校長→地教委	・ 事故止報告書 * 事故止届 * 医師（助産師）の出産（分娩）証明書 人事事務の手引 No. 29	
本人→校長	手続き不要		
校長→地教委			
出産が予定日延びた場合	本人→校長	・ 産前産後休暇届 * 医師（助産師）の出産（分娩）証明書 人事事務の手引 No. 27	休暇報告書 } 4部作成 産休届 } 3部提出 出産証明書 } ※ 診断書、検査証明書 原本1、コピー3 ※ 原本は市教委へ提出
	校長→地教委	・ 職員の1箇月以上の休暇報告書 * 産前産後休暇届 * 医師（助産師）の出産（分娩）証明書 人事事務の手引 No. 25 ・ 産休補充教員等任用期間更新についての意見書 人事事務の手引 No. 80	

事由	提出先	必要書類及び添付書類等(*は必要な添付書類)	備考
育児休業を取る場合	本人→校長 校長→地教委	※ 本手引の 『服務』⇒『育児休業』を参照	
育児休業を取らずに復職する場合	本人→校長 校長→地教委	手続き不要	

以下余白